

令和7年度 すてらこども園 重要事項説明書

当園における幼児教育・保育の提供の開始にあたり、保護者の皆様に説明すべき内容は、次のとおりです。

1. 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 三河福祉会
所在地	沖縄県北中城村字島袋1927-1
電話番号	098-932-8118
代表者氏名	理事長 米須江利子
定款の目的に定めた事業	(1) 第二種社会福祉事業 幼保連携型認定こども園の経営 保育所の経営 放課後児童クラブの経営

2. 利用施設

施設の種類	幼保連携型認定こども園
施設の名称	すてらこども園
施設の所在地	沖縄県北中城村字仲順376-11
連絡先	TEL: 098-989-7447 FAX: 098-989-7427
園長氏名	米須 江利子
対象児童	満3歳以上の小学校就学前児童及び保育を必要とする満3歳未満の乳幼児
利用定員	〈1号認定の子ども〉 15人 満3歳以上の小学校就学前児童のうち、2号認定子ども以外の児童 〈2号認定の子ども〉 45人 満3歳以上の小学校就学前児童のうち、保育を必要とする児童 〈3号認定の子ども〉 45人 満3歳未満で保育を必要とする児童
開設年月日	令和2年 4月1日

3. 施設の目的・運営方針

すてらこども園（以下「当園」という。）は、幼児期における教育・保育を生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであると位置づけ、以下の運営方針に基づき幼児教育・保育を一体的に提供してまいります。

- (1) 園児の健やかな成長が図られるよう、その心身の発達を助長するとともに、必要に応じ、保護者に対して子育てに関する悩み、相談に対応できる体制を構築します。

- (2) 園児との信頼関係を十分に築き、園児が自ら安心して環境にかかわりその活動が豊かに展開されるよう環境を整え、園児と共によりよい教育及び保育の環境を創造するよう努めます。

4. 当園における施設の概要

敷地	敷地全体	1,984㎡
	園庭	545.97㎡
園舎	造	鉄筋コンクリート造り陸屋根2階建
	延べ床面積	1017.53㎡
設備	部屋数	クラス名
ほふく室	1室	ほし組(0歳児)
乳児室	1室	つき組(1歳児)
保育室	4室	にじ組(2歳児)
		ゆき組(3歳児)
		たいよう組(4歳児)
		そら組(5歳児)
一時・支援室	1室	
調理室	1室	

5. 職員の設置状況

職 種	員 数	常 勤	非常勤	備 考
園長	1	1		
主幹保育教諭	2	2		
保育教諭	18	15	3	
看護師	1		1	
栄養士・調理員	4	1	3	
事務員	2	1	1	

※ 教諭等の員数は、園児の人数等で変動することがあります。

〈各職種の職務内容〉

職種	職務内容
園長	園長は職員及び業務の管理を一元的に行い職員に対して法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行なうとともに、園務を司る。
主幹保育教諭	主幹保育教諭は、地域の保護者等に対する子育て支援を行なうとともに、教育・保育内容について他の保育教諭を総括する。
副主幹保育教諭	副主幹保育教諭は、主幹保育教諭を補佐する。
保育教諭	教育・保育に専従しその計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。
保育補助員	保育補助者は、保育に専従し、上司の命ずる事項を行う。
看護師	看護師は衛生管理、保健計画の立案、保健に関する業務を行う。
栄養士	栄養士は献立表、給食日誌の作成、栄養管理を行なう。
調理員	調理員は、給食業務を行う。
事務員	事務員は園に必要な事務処理、経理事務、労務事務を行う。
嘱託医	・嘱託医、嘱託歯科医、嘱託薬剤師は、園児の健康に関する業務を行う。

〈各職員の勤務体系〉※各職員の勤務体系により、各保育教諭の勤務日・勤務時間帯は異なります。

6. 学期 1年を次の3学期に分ける

- (1) 第1学期4月1日から7月31日まで
- (2) 第2学期8月1日から12月31日
- (3) 第3学期1月1日から3月31日

7. 幼児教育・保育を提供する日

お住いの市町村から受けた支給認定区分ごとに、以下のとおり利用可能日(休園日)が異なります。

利用区分	対象者	休園日
1号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前児童のうち、2号認定の子ども以外の児童	・土曜日、日曜日、祝日、 慰霊の日(6月23日) ・夏季休業7月20日～8月31日 ・冬季休業12月26日～1月5日 ・春季休業3月23日～3月31日
2号認定子ども	満3歳以上の小学校前児童のうち、保育を必要とする児童	・日曜日 ・年末年始(12月29日から1月3日) ・慰霊の日(6月23日) ・祝日(国民の祝日に関する法律に規定する日)
3号認定子ども	満3歳児未満で保育を必要とする児童	

※非常災害その他急迫の事情があるときは、臨時に休園日する場合があります。

8. 教育・保育の提供時間

教育・保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 開所時間

月曜日～金曜日	7時30分～19時30分
土曜日	7時30分～18時30分

(2) 教育標準時間認定に関する教育時間（1号認定）

教育時間（月曜日～金曜日）	8時00分～14時00分
預かり保育（月曜日～金曜日）	7時30分～7時59分 ・ 14時01分～18時30分
（夏冬春休み及び土曜日）	7時30分～18時30分

(3) 保育標準時間認定に関する保育時間（2号認定・3号認定：標準時間）

教育・保育時間（月曜日～土曜日）	7時30～18時30分まで
延長保育（月曜日～金曜日）	18時31分～19時30分まで

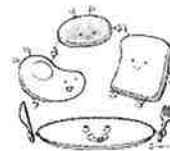
(4) 保育短時間認定に関する保育時間（2号認定・3号認定：短時間）

教育・保育時間（月曜日～土曜日）	8時30分～16時30分
延長保育（月曜日～土曜日）	7時30分～8時29分 ・ 16時31分～17時30分 17時31分～18時30分

9. 提供する幼児教育・保育等の内容

(1) 当園は、就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律第9条及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領、当園が掲げる教育目標に基づき、保育内容、給食及び健康管理を児童の年齢、発達に応じて作成した全体的な計画及び教育課程等教育計画に沿って行います。

(2) やむを得ない理由により、支給認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は、当該支給認定に係る園児に対し、前述「7.教育・保育を提供する時間」の範囲内において時間外保育を提供します。



(3) 食事の提供

- ・献立表は毎月別途お知らせします。
- ・食物アレルギー等、体質に合わない食材があれば必ず事前にご相談下さい。ご相談の上、医師による診断のもと除去するなどの対応をとります。
- ・アレルギーの度合いによって給食対応できない場合は、ご家庭からのお弁当になります。

10. 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた保護者に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する費用に係る利用者負担金等

(1) に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

お支払い方法については、別途お知らせします。

(3) 利用料の支払について

保育料及び給食費は、入園時に保護者が当園の指定した必要な手続きを行い、その月分を毎月当園の指定日に保護者の口座より引き落とします。（口座振替は手数料が別途かかります。）
ただし、月の途中に入園する場合その他北中城村が認める場合においては、別に園長が定める日までに納付するものとします。

※口座振替手数料は、保護者でご負担をお願いします。

※引き落としができない場合は、お振込みをお願いしています。

（振込手数料は保護者ご負担となります。）

11. 利用契約の開始・終了に関する事項

利用契約の開始について

- (1) 1号認定の子どもについては、重要事項説明書による説明を行い、当園における教育・保育の提供等について同意した保護者と当園の利用に係る契約を締結するものとする。
- (2) 2号認定子ども及び3号認定子どもについては、北中城村の行う利用調整を経た上で、重要事項説明書による説明を行い、当園における教育・保育の提供等について同意した保護者と当園の利用に係る契約を締結するものとする。

利用契約の終了について

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) 1号、2号、3号認定子どもに該当しなくなったとき
- (3) 園児の保護者から退園の申し出があったとき
- (4) その他、利用の継続について重大な支障または困難が生じたとき
- (5) 保育料等（保育料、別紙の費用）を3か月以上滞納したとき

12. 嘱託医等

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

内科医

医療機関の名称	ファミリークリニックきたなかぐすく
医 院 長 名	山入端 浩之
所 在 地	北中城村字喜舎場360番1
T E L	098-935-5517

歯科医

医療機関の名称	のんたん歯科クリニック
医 院 長 名	竹谷 のぞみ
所 在 地	北中城村字仲順39
T E L	098-935-5720

薬剤師

医療機関の名称	サンアイ薬品
医 院 長 名	知名 博樹
所 在 地	沖縄市比屋根 5-2-1
T E L	098-930-0931

13. 緊急時の対応及び非常災害対策

○緊急時の対応

管轄警察署	沖縄警察署
対応方法	園児に健康状態の急変等の緊急事態が発生した場合には、速やかに園児の家族等に連絡をするとともに、園児の主治医、園医に相談する等の措置を講じます。
一斉連絡方法	各クラス担任が電話連絡を行います。

○非常災害対策

消防計画	中城北中城消防本部 平成26年10月1日届出 防火管理者 園長 米須 江利子
避難訓練	火災等を想定した避難訓練を毎月1回以上実施します。
防災設備	自動火災報知機・誘導灯設備・ガス漏れ探知機・防排煙設備 消防機関へ通報する火災報知機・避難器具・消火器具
避難場所	第1避難：学童側通路 第2避難：すてらこども園保護者駐車場
園児の引渡し	上記の避難場所のより安全な場所で職員が行います。

14. 要望・相談・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に関わる窓口を以下のとおり設置しています。

相談・苦情受付担当者	主幹保育教諭 徳元 ひとみ
相談・苦情解決責任者	園長 米須 江利子
第三者委員	瑞慶覧朝勇 ・ 比嘉寛

15. 虐待防止の為に措置

入園する子どもの人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施、その他必要な措置を講じます。

16. 賠償責任保険の加入状況

当園は下記の賠償責任保険に加入しています。

保険会社	東京海上日動火災保険株式会社	
保険の種類	園児団体傷害保険	園賠償責任保険

17. 個人情報の取り扱いについて

- ・当園では園児に対する日々の保育、健康管理、緊急時の連絡のため、その他円滑な教育・保育運営に必要な範囲の目的の為に利用します。

・情報の保護

当園では取得した個人情報は第三者によって不当に扱われることがないように適切に管理致します。ただし、下記の場合は必要最小限の範囲で開示する場合があります。

- ・保護者の承諾がある場合
- ・法令により開示を求められた場合
- ・当園の嘱託医など、当園運営に必要な業務委託先に個人情報を提供する場合
- ・人命保護のため必要と認められた場合

18. 当園の教育・保育において提供する便宜に要する費用

○上記の他、体操ズボン、帽子、個人用の保育用品（クレヨン・はさみ等）など費用のかかることがあります。（別紙）

19. 施設等利用費の額に係る法定代受領について

年度における施設等利用費の額に係る法定代理受領について、施設内掲示、又はホームページにてお知らせいたします。

開園日・閉園時間及び休園日
令和7年度

幼保連携型認定こども園 すてらこども園

開園	・1号認定 ・月～金:8:00～14:00 / 必要に応じて預かり保育、土曜日・長期休暇対応				
1号認定 3～5歳児 クラス	利用時間 利用料金 (平日)	預かり保育① (7:30～7:59) ・日額:50円	教育時間 (8:00～14:00) 0円 北中城村子どものための教育・ 保育給付に係る利用者負担額に 関する規則第3条に基づく	預かり保育② (14:01～18:30) ・日額:400円	
・土曜日 ・夏季休業(7/20～8/31) ・冬季休業(12/26～1/5) ・春季休業(3/23～3/31)		・日額:50円	預かり保育③ ・日額:450円	・日額:400円	

※施設等利用給付認定(2号認定)を受けた方は、預かり保育料が無償化されます。

給食費	3～5歳児クラス(1号)	主食費(北中城村補助) ・月額:1,000円(月～金)	補助金無しの場合は保護者負担となります。
		副食費 ・月額:4,500 円(月～金)(夏季) ・日額:300円(土曜・長期休業)	副食費徴収免除対象者は、村が決定します。
		(預かり保育②おやつ代) ・月額:1,000円(月～金)(夏季) ・日額:100円(平日・土曜・長期休業)	
おやつ			
実費	その他 行事費用	・その都度	
休園	日曜日・祝祭日・慰霊の日・年末年始(12月29日～1月3日)その他園が必要と認める日		

※預かり保育②を希望される方は、おやつ代が別途料金がかかります。

※長期休業の利用を希望される方は、給食費として別途料金がかかります。

開園	・2号認定 ・月～金:7:30～19:30 / 土曜日:7:30～18:30					
(標準時間) 2号認定 3～5歳児 クラス	利用時間	保育時間 7:30～18:30				延長保育④ (18:31～19:30)
	利用料金	0円 北中城村子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する規則第3条に基づく				・日額:150円30分 ・日額:300円60分 ・月額:2,500円 ・土曜日延長なし
(短時間) 2号認定 3～5歳児 クラス	利用時間 (短時間)	延長保育① (7:30～8:29)	保育時間 (8:30～16:30)	延長保育② (16:31～17:30)	延長保育③ (17:31～18:30)	
	利用料金	・日額:150円30分 ・日額:300円60分 ・月額:2,500円	0円 北中城村子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する規則第3条に基づく	・日額:150円30分 ・日額:300円60分 ・月額:2,500円	・日額:150円30分 ・日額:300円60分 ・月額:2,500円	

開園	・3号認定 ・月～金:7:30～19:30 / 土曜日:7:30～18:30					
(標準時間) 3号認定 0～2歳児 クラス	利用時間	保育時間 7:30～18:30				延長保育④ (18:31～19:30)
	利用料金	北中城村子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する規則第3条に基づく額				・日額:150円30分 ・日額:300円60分 ・月額:2,500円 ・土曜日延長なし
(短時間) 3号認定 0～2歳児 クラス	利用時間 (短時間)	延長保育① (7:30～8:29)	保育時間 (8:30～16:30)	延長保育② (16:31～17:30)	延長保育③ (17:31～18:30)	
	利用料金	・日額:150円30分 ・日額:300円60分 ・月額:2,500円	北中城村子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する規則第3条に基づく額	・日額:150円30分 ・日額:300円60分 ・月額:2,500円	・日額:150円30分 ・日額:300円60分 ・月額:2,500円	

給食費	0～2歳児クラス(3号)	全世帯:保育料に含む	
	3～5歳児クラス(2号)	主食費(北中城村補助) ・月額:1,000円(月～土)	補助金無しの場合は保護者負担となります。
		副食費 ・月額:5,500円(月～土)	副食費徴収免除対象者は、村が決定します。
実費	その他 行事費用	・その都度	
休園	日曜日・祝祭日・慰霊の日・年末年始(12月29日～1月3日)その他園が必要と認める日		